

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和3年3月29日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
厚生年金保険関係	4件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000131 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000092 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 29 年 3 月の標準賞与額 12 万円のうち 11 万 8,000 円については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 3 月の標準賞与額（11 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 3 月 31 日

年金事務所からの事業所調査で、請求期間の賞与の届出漏れが判明した。その後、代理人の社会保険労務士が届出を行ったが、厚生年金保険料の控除額から求める標準賞与額が、実際の賞与支給額より低くなることが判った。

実際に支給された賞与額に見合う標準賞与額に年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社が提出した請求者の請求期間に係る給料支払明細書（控）賞与及び平成 29 年分給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、平成 29 年 3 月 31 日に当該事業所より 12 万円の賞与を支給され、11 万 8,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 29 年 3 月の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額（11 万 8,000 円）として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、請求者に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000132 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000093 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 29 年 3 月の標準賞与額 12 万円のうち 11 万 8,000 円については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 3 月の標準賞与額（11 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 3 月 31 日

年金事務所からの事業所調査で、請求期間の賞与の届出漏れが判明した。その後、代理人の社会保険労務士が届出を行ったが、厚生年金保険料の控除額から求める標準賞与額が、実際の賞与支給額より低くなることが判った。

実際に支給された賞与額に見合う標準賞与額に年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社が提出した請求者の請求期間に係る給料支払明細書（控）賞与及び平成 29 年分給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、平成 29 年 3 月 31 日に当該事業所より 12 万円の賞与を支給され、11 万 8,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 29 年 3 月の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額（11 万 8,000 円）として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、請求者に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000133 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000094 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 29 年 3 月の標準賞与額 12 万円のうち 11 万 8,000 円については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 3 月の標準賞与額（11 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 3 月 31 日

年金事務所からの事業所調査で、請求期間の賞与の届出漏れが判明した。その後、代理人の社会保険労務士が届出を行ったが、厚生年金保険料の控除額から求める標準賞与額が、実際の賞与支給額より低くなることが判った。

実際に支給された賞与額に見合う標準賞与額に年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社が提出した請求者の請求期間に係る給料支払明細書（控）賞与及び平成 29 年分給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、平成 29 年 3 月 31 日に当該事業所より 12 万円の賞与を支給され、11 万 8,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 29 年 3 月の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額（11 万 8,000 円）として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、請求者に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000134 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000095 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 29 年 3 月の標準賞与額 12 万円のうち 11 万 8,000 円については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 3 月の標準賞与額（11 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 3 月 31 日

年金事務所からの事業所調査で、請求期間の賞与の届出漏れが判明した。その後、代理人の社会保険労務士が届出を行ったが、厚生年金保険料の控除額から求める標準賞与額が、実際の賞与支給額より低くなることが判った。

実際に支給された賞与額に見合う標準賞与額に年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社が提出した請求者の請求期間に係る給料支払明細書（控）賞与及び平成 29 年分給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、平成 29 年 3 月 31 日に当該事業所より 12 万円の賞与を支給され、11 万 8,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 29 年 3 月の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額（11 万 8,000 円）として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、請求者に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000157 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2000017 号

## 第 1 結論

昭和 44 年 1 月から昭和 54 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 44 年 1 月から昭和 54 年 12 月まで

私は、A 市に住んでいた当時、個人事業所の事業主で、取引先から国民年金を納めないといけませんよと言われたので、昭和 55 年 4 月頃から昭和 57 年 4 月頃の間、B にあった社会保険事務所で夫婦 2 人分の保険料を 10 年遡及して一括で 528 万円支払った。請求期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料を社会保険事務所（当時）に持参し、夫婦 2 人分、10 年遡及して 528 万円支払った旨主張しているが、戸籍上では配偶者と昭和 50 年 5 月\*日付けで離婚し、支払ったとする金額は請求期間の国民年金保険料の合計額と相違している上、請求期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる具体的な陳述が得られない。

また、請求者の国民年金の記号番号は、昭和 42 年 10 月 24 日に夫婦連番で払い出されており、請求期間のうち、昭和 44 年 1 月から同年 9 月までは夫婦ともに免除期間であり、特例納付制度では納付できない期間である。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000165 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000096 号

## 第 1 結論

昭和 58 年 9 月から昭和 59 年 1 月までの期間について、請求者が A 社における厚生年金保険被保険者であったとして記録を訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 9 月から昭和 59 年 1 月まで

私は、新聞の求人広告を見て応募し、B 市にあった A 社に採用された。勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が、請求期間当時に勤務したとする A 社は、平成 6 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業を承継している C 社は当時の勤務に係る書類は残っていない旨、また、その後に事業譲渡された D 社も当時の勤務に係る書類は引き継いでいない旨それぞれ回答している。なお、A 社が会社更生事件の際、同社の申立代理人であった弁護士にも照会したが、請求期間当時の勤務に係る書類の保管は無い旨回答している。

また、請求者は請求期間当時、3 か月の営業成績次第で希望の部署に配属されると思っていた旨陳述しているところ、A 社の社会保険委員をしていた者は、営業職の場合、入社時から一定期間後に販売職員資格が付与され、同時に社会保険（厚生年金保険と健康保険）に加入させており、一定期間は最低でも 1 年以上の実績で査定していた旨回答している。

さらに、請求期間において A 社に係る事業所別被保険者名簿には、請求者の氏名はなく、厚年整理番号に欠番もない。

加えて、請求期間において A 社に係る請求者の雇用保険被保険者記録はなく、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。